

# NPO法人大網お助け隊 会則

## (名称)

第1条 この事業の名称をNPO法人大網お助け隊(以下『大網お助け隊』という。)という。

## (事務所)

第2条 大網お助け隊の事業に関する主たる事務所を千葉県大網白里市みずほ台2丁目11番地12レオパレスリヴェール104号室に置く。

## (目的)

第3条 この事業は普段、普通にできていた日常生活ができなくなって困っている人や、脆弱な高齢者、障害者、子育てなどで手助けを必要とする人たちの、生活課題に資することを目的に支援活動を行う。

## (活動)

第4条 この団体の活動は住民参加型ボランティアによる有償支援とする。

## (会員)

第5条 大網お助け隊の支援活動は次の会員をもって構成する。

- 1、正会員 支援活動を提供する会員(以後、『協力会員』という。)
- 2、賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

## (支援対象者)

第6条 大網お助け隊の支援活動を利用できるものは次のものとする。

利用会員 第3条の支援活動を受けるために、別に定める規約により  
本会に利用者登録した会員(以後、『利用会員』という。)

## (登録料及び会費)

第7条 協力会員または賛助会員として入会を希望する者は別に定める登録料及び会費を納入する。

## (有償)

第8条 協力会員は、支援に対する対価を、利用会員が支払った利用料から受け取る事が出来る。

## (事業費)

第9条 本事業の運営には、会費、支援の利用料、助成金及び賛助金等を資金に充てる。

## (組織)

第10条 大網お助け隊の運営業務を行なうために、事務局を置く。

(役員を選出と任期)

第11条 役員は協力会員等の中から選出し、総会で承認する。任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合、速やかに補充する。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総会の成立)

第12条 総会は協力会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

(総会の決議)

第13条 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

附則

- 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この事業の運営等に関する施行規約は別に定める。